

発言席

に1991年に掲載され、今日までに525回引用されてきた中村論文は、窒化ガリウムブームの引き金を引いた。中村氏は世界的評価を不動のものとし、現在の



産総研ナノテクノロジー研究部門長・横山浩

裁判そのものが米国ではあり得ないのだ。米国の風通しの良い研究風土はこれと無縁ではない。青色LEDを優に凌ぐ20世紀の大発明、トランジスタ、プラスチックはともに米国企業で生まれたが、発明者は巨額の報酬を受けてはいない。

テーマにのみ研究者が集中して、製品開発に不可欠でも巨大発明につながるがないテーマは敬遠されることになる。研究を安易に過大な金銭的利益に結びつけば、研究開発の養分である自由闊達な雰囲気は枯渇の危機に瀕することになる。

「200億円の宝くじ」で研究者の意欲が盛り上がり、子供が科学技術にもっと関心を持つだろうか。青色発光ダイオード(LED)の開発に類を見ない高額対価を認め200億円の支払いを命じた1月30日の東京地裁の判決に、マスコミは研究者の勝利として概ね好意的だ。しかし、発明者に遡って巨額対価を与えることは、開発型企業には、将来コストを不透明にして競争力をそぐ新たなリスクとなるばかりか、実は研究者にとっても、自由な発想と交流という研究の文化基盤を破壊する悪夢になりかねない。

中村修二氏自身、青色LEDの開発当時は、実験と論文発表に熱心で、対価はおろか特許にも無頓着だったと言う。日本の応用物理学系論文誌「JAP」

巨額発明対価のはらむ危険

今回の判決が、企業研究者の待遇改善の追い風になるとするマスコミの論調は短絡的発想だろう。熾烈なコスト競争にさらされる企業で、スポーツ選手と同様に巨額の報酬を受けるスター研究者を許容すれば、潜在的受益者である研究者にもリスク負担を求めて成功報酬型の給与体系への圧力が強まるのではないかと。駆け出し研究者の給与は、将来の巨額報酬を織り込めば、より低く抑さえ込まれるだろう。研究開発コストの高騰は研究体制の瓦解やアウトソーシング、海外流出も招きかねない。

青色LEDの発明に巨額対価を認めた今回の判決は、企業ばかりか学界の健全性も損なうものだ。知的財産立国が叫ばれるなか、研究者のインセンティブの高揚は重要だが、それは健全な仕方ではなされなくてはならない。特許法改正案は、雇用契約による発明者の権利確保を原則としながら、対価の司法判断を否定しない中途半端なものだ。これでは事後対価を求める非建設的な訴訟は止まらないであろう。人材の流動性を高め、研究者は自らの市場価値を契約で表現し、さらに私的利益を追求する者は、どしどし起業して創業者益を狙うというダイナミックな社会が今求められている。

(毎週日曜日に掲載)

巨額発明対価のはらむ危険

「200億円の宝くじ」で研究者の意欲が盛り上がり、子供が科学技術にもっと関心を持つのだろうか。青色発光ダイオードの開発に200億円という類を見ない高額対価を認めた1月30日の東京地裁の判決に、マスコミは研究者の勝利として概ね好意的だ。しかし、遑って発明者に巨額対価を与えることは、開発型企業には、将来コストを不透明にして競争力をそぐ新たなリスクとなるばかりか、実は研究者にとっても、自由な発想と交流という研究の文化基盤を破壊する悪夢になりかねない。

中村氏自身、青色LEDの開発当時は、実験と論文発表に熱心で、対価はおろか特許にも無頓着だったと言う。日本の論文誌「JAP」に91年に掲載され、今日までに525回引用されてきた中村論文は、窒化ガリウムブームの引き金を引いた。中村氏は世界的評価を不動のものとし、現在のカリフォルニア大学教授の地位もその線上にある。知的財産の流出を恐れて、研究成果の学会発表に不寛容な企業も多くなかで、中村氏の論文発表を許容し続けた日亜化学の研究環境は、劣悪の一言では片付けられまい。研究とは、本来的に未知への探究心や新技術への日々の挑戦がその動機であるはずだ。研究の金銭面の肥大化は、利益に直結しない素粒子物理などの基礎自然科学や人文社会科学を軽視する歪んだ風潮を生む。

今国会に付される特許法改正案では、企業と研究者との雇用契約によって発明対価を定めるとされるが、対価の妥当性はいぜん裁判の対象から除外しない。米国では発明対価は雇用契約に任せられ、相当対価という法的概念すら存在しない。今回の裁判そのものが米国ではあり得ないのだ。米国の風通しの良い研究風土はこれと無縁ではない。青色LEDを優に凌ぐ20世紀の大発明、トランジスタ、プラスチックはともに米国企業で生まれたが、発明者はだからといって巨額の報酬を受けてはいない。

今回の巨額対価判決が、企業研究者の待遇改善の追い風になるとするマスコミの論調は短絡的発想だろう。熾烈なコスト競争にさらされる企業で、スポーツ選手と同様に巨額の報償を受けるスター研究者を許容すれば、潜在的受益者である研究者にもリスク分担を求めて成功報酬型の給与体系への圧力が強まるのではないか。駆け出し研究者の給与は、将来の巨額報酬を織り込めば、より低く押さえ込まれるだろう。研究開発コストの高騰は、研究体制の瓦解やアウトソーシング、海外流出も招きかねない。現場では、将来の報酬を求めて、研究者間の競争は激化して成果の困り込みが生じ、技術的ブレークスルーが期待できる分野やテーマにのみ研究者が集中して、製品開発に不可欠でも巨大発明につながらないテーマは敬遠されることになる。研究を安易に過大な金銭的利益に結びつけば、研究開発の養分である自由闊達な雰囲気は枯渇の危機に瀕することになるだろう。

青色LEDの発明に巨額対価を認めた今回の判決は、企業ばかりか学界の健全性をも損なうものである。知的財産立国が叫ばれるなか、研究者のインセンティブの高揚は重要であるが、それは健全な仕方ではなされなくてはならない。特許法改正案は、雇用契約による発明者の権利確保を原則としながら、対価の司法判断を否定しない中途半端なものだ。これでは事後対価を求める非建設的な訴訟は止まないであろう。人材の流動性を高め、研究者は自らの市場価値を契約で表現し、さらに私的利益を追求する者は、どしどし起業して創業者益を狙うというダイナミックな社会が今求められている。

横山 浩

茨城県つくば市梅園1-1-1

独立行政法人 産業技術総合研究所 ナノテクノロジー研究部門長